

第 1 検討部会 会議録

会議の名称	第 28 回 第 1 検討部会
開催日時	平成 21 年 1 月 16 日（金）午後 6 時 7 分から午後 8 時 22 分
開催場所	川口市職員会館 2 階 教養室
出席者	（副部会長）金子委員、神尾委員 （委員）落合委員、林委員
会議内容	・運営調整部会の結果について ・広報 PI チームからの提案について ・条例の手引きについて
会議資料	
発言内容	・金井部会長が欠席ということですので、副部会長に進行をお願いします。 ・では、最初に 1 月 8 日の運営調整部会（調整部会）がありまして、その経過について説明をお願いします。 ・市民の定義と協働のところで議論がありました。市民の定義に法人を含めないことについて、協働も市民から求めるとなっているので、法人を除くことにならないかというご意見がありました。この点については、法人を排除するものではないことが読めるということになりました。 ・運用推進委員会を早急に設置するべきだというご意見がありまして、期限を早めました。 ・市民参加と協働は関係するので、同じ期限としました。 ・今後のスケジュールは、策定委員会は本年 3 月までに条例素案の提案をしてそこまでが役割となります。 ・運用推進委員会については基本的なところを運営調整部会で提案して、あとは各検討部会の検討にゆだねようということになりました。 ・手引きへの意見については今月中に各検討部会からお寄せいただきたいということです。 ・運用推進委員会に委員構成案のところに書かれている団体選出とはどういう意味ですか。 ・商工会議所や鋳物組合ですとか、市内の各種団体からの選出委員のことを意味しています。

	・私は、運用推進委員会の委員の選出は、新しい目でみたほうがよいと思います。 ・私もそう思います。 ・運用推進委員を非常に重要事項と考えていらっしゃる方もいるようです。 ・もともと運用推進委員会の設置を強く主張した編集委員の方々は、市への不信感が背景にあるようです。 ・市民オンブズマンからの意見要望への回答は、どうなりましたか。 ・調整部会で回答案は了解いただき、市から既に回答はしております。 ・広報・PI から報告をします。新年になって2回行われております。運用推進委員会が発足するまでの間の広報・PI は市役所が中心となって進めていただくことになります。広報・PI チームとしましては、行政にこういう広報・PI をしてほしいという検討をしました。 ・どのような内容を検討していますか。 ・子どもたちへの浸透など3つのポイントを挙げ、具体化するために9つの提案を考えました。 ・広報PI チームは4月以降にやるのではなく、4月以降やってほしいことを提案するということですね。 ・そうです。ここまでやってきたんだから浸透、充実を図ってほしいという思いで、提案、要望を出したいと思います。 ・市としては、自治基本条例が成立したあと、その市民のPRなどにつき何か考えていますか。 ・議会の予算の審議を経る必要がありますが、啓発用の予算計上を予定しており、その予算で全戸配布する概要版のパンフレットの作成などを考えています。また広報かわぐち4月号にも特集記事を掲載したいと考えています。 ・手引書は市内の主要なところには置く予定ですし、ホームページ上でももちろん公開します。
--	--

	・社会科で副読本の一部とするなど、教材に取り上げてもいいかもしれませんね。 ・そのあたりも検討しています。 ・個人的には、運用推進委員会についても、大きな方向性を決めておいて、あとは運用推進委員会が自立的に検討したほうがよいと思います。 ・そうは思っていない委員もいますからね。 ・運用推進委員会の設置を強く求めている委員が、推進委員会の検討事項を詳しく提案すればよいと思います。 ・第1部会では何をするか分からない委員会はなくてもいいという意見が多かったと思います。 ・他の部会では推進委員会の役割を深く考えているのでしょうか。 ・また、協働についてはこの表現では物足りなさを感じているようですが、金井先生のご意見では、あまり細かく書こうとすればするほど書かないことも増えるということです。 ・NPO等で活躍している人はそれぞれの思いで、行政の使い走りという意味でない協働を意識して実践していると思います。 ・それらは、個別条例の策定の中で検討されていくことと思います。 ・神尾委員の前文への提案は反映されましたか。 ・前半については反映されています。後半については起草委員会で再度検討した結果、もとの案に基づき調整しています。 ・次に手引書について概略を説明させていただきます。 ・29日に事務局までご意見をお寄せください。2月に起草委員会で意見を検討し、その結果を調整部会で審議するという流れになります。 ・手引書についてのご意見があれば、お願いします。 ・調整部会では、協働については幅広い方法、主体があるという意見もありました。“等”を入れてしまうと、問題もあるということが分かりました。
--	--

- ・「手引き（たたき台）」は、全体的には非常によくできていると思います。気づいた点を言いますと、【前文】の〔説明〕のP 4、最後の段落では、“市民が主人公”という理念についてもう少し詳しく、市長、議員は直接民主制で市民が選んでいること、市長・議長は市民のために正しくやってもらわないといけないこと、そのために権力者は市民の意に沿わないかたちで権力を行使せずということなど、かつて第1部会で検討したもとの案にあったような表現を加えるべきだと思います。そのことは説明しておいたほうがよい重要なポイントだと思います。
- ・自治基本条例（素案）では、市の定義は第2条に置かれましたので、市長単独で出てくる条文はあまりなくなっていました。市職員についても規定が弱くなっているような印象を受けます。
- ・P 5 第1条の〔説明〕（2）の文章が気になります。“・・・執行機関に要請・期待される最も基本的な約束事や市政運営のための重要な仕組み・制度”という文にしてはどうでしょうか。
- ・P 6 自治の定義についての〔説明〕（4）に書かれていることーP 6の上から4行目から6行目の箇所ーは、こういう経緯があったかどうか疑問がありますが・・・。
- ・起草委員会での議論を記述したものです。
- ・この説明では、全体の利益のほうが個人の権利より大事だ誤解を招きかねない表現なので、削除したほうがよいと思います。
- ・私も同感で、“市民が主人公”と前文でいったことにもかかわりますね。
- ・自治は市民が築くことという、市民がという箇所が大事だと思います。
- ・権利の主張ばかりではなく、責務のところにもつながる考えがあるのでしょうか。
- ・ここではなく、第8条ですとか。
- ・P 7 危機管理については“市民の安全・安心を脅かしたり、市業務の順調な執行を妨げるような災害等”というような説明をしておいたほうがよいと思います。
- ・コンピュータ犯罪だけではなく、システム・ダウンも問題です。
- ・P 14 18条でアウトソーシングについて触れていますが、“行政として公的責任を十分に果たす”という説明が何のことを言っているのかわかりにくいようです。“行政サービスの質が低下すること、市職員のノウハ

	ウが低下することが懸念されているので、アウトソーシングの採否は慎重に判断し・・・、” というような説明を加えてはいかがでしょうか。 ・ P 22 市民投票について。素案にいう「市民投票」は、通常言われている「住民投票」と違うのかどうなのかということを説明したほうがよいと思います。市民投票制度は既に法律で定められている制度とは別に定めるものということを書いておいたほうがよいと思います。 ・ 第 15 条や第 4 条の説明では選挙の話が出てこないのが気になります。それで選挙のときには判断材料として政党の重要性があります。川口の議員選挙が政党を名乗るという財産があるという点は金井先生も強調されていたと思います。この点を手引きで入れなくてよいのでしょうか。 ・ たしかにそれは入れるべきですね。 ・ 32 条の 2 項では、どうしてその他の執行機関がないのですか。 ・ 職員に含まれます。 ・ その他の執行機関は職員に含まれるというのは解りました。そうであれば第 24 条や第 32 条に表われる” 職員 “については、その他の執行機関を含むものである旨を、これらの案の〔説明〕で明記しておくべきでしょう。 ・ P 18 の財政の説明に歳計外現金の話は入らないですか。 ・ 町会相談員が別に手当がもらっていたとかの歴史があります。 ・ P 13 の第 16 条の (3) の説明が気になります。この条例の目的は市民参加というのは第 1 条と少し違うと思いますし、その後の文章の意味が分かりにくいです。 ・ 市政参加が目的ですとってしまうと、市政参加は市民の自由であるという点と矛盾します。 ・ 意見表明や意見を聴くことで市民参加だという意味ではないということを書きたいのだと思います。 ・ このことがきっかけとなって市政への参加につながればとの期待があるということです。皆さんからも修正の提案をいただけたらと思います。 ・ 以上「手引き (たたき台)」について、いろいろな意見が今日の部会で
--	--

	出されましたが、部会員からの「手引き（たたき台）」への意見は、1月末日までに事務局へ提出していただくことになります。 ・2月も部会があるかもしれないということで、もし開催するなら後日、日程調整しましょう。 以上
次回以降日程	次回は2月9日（月）午後6時から